

○福岡県田川地区消防組合聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則

〔平成 29 年 12 月 27 日〕
組 合 規 則 第 10 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 聴聞の手続（第 3 条～第 14 条）

第 3 章 弁明の機会の付与の手続き（第 15 条～第 17 条）

第 4 章 雑則（第 18 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。）並びに福岡県田川地区消防組合行政手続条例（平成 29 年福岡県田川地区消防組合条例第 6 号。以下「条例」という。）第 3 章第 2 節及び第 3 節の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に規定する事項について、他の法令に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

第 2 章 聴聞の手続

（聴聞の通知）

第 3 条 行政庁は、法第 15 条第 1 項又は条例第 15 条第 1 項の規定による聴聞の通知については、聴聞の期日の 1 週間前までに聴聞通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

（聴聞の期日の変更）

第 4 条 当事者は、行政庁が法第 15 条第 1 項又は条例第 15 条第 1 項の規定による聴聞の通知をした場合（法第 15 条第 3 項後段又は条例第 15 条第 3 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）において、正当な理由があるときは、行政庁に対し、聴聞の期日の 4 日前までに聴聞期日変更申出書（様式第 2 号）により聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の申出又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、当事者及び参加人（その時まで法第 17 条第 1 項又は条例第 17 条第 1 項の規定による求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。）に対し、その旨を通知しなければならない。

(代理人の資格の証明の手続)

第5条 当事者は、法第16条第3項(法第17条第3項において準用する場合を含む。)又は条例第16条第3項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による代理人の資格の証明については、代理人資格証明書(様式第3号)を行政庁に提出することにより行うものとする。

2 当事者は、法第16条第4項(法第17条第3項において準用する場合を含む。)又は条例第16条第4項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、代理人資格喪失届(様式第4号)を行政庁に提出することにより行うものとする。

(関係人の参加の手続)

第6条 主宰者は、法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により関係人の参加を求める場合は、聴聞参加要請書(様式第5号)により当該関係人に通知するものとする。

2 関係人は、法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により聴聞に関する手続に参加することの許可を受けようとするときは、聴聞の期日の4日前までに、聴聞参加許可申請書(様式第6号)を主宰者に提出することにより行うものとする。

3 主宰者は、前項の規定により関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを許可したときは、速やかに、その旨を当該関係人に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

第7条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下「当事者等」という。)は、法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、行政庁に対し、資料閲覧申請書(様式第7号)を提出することにより行うものとする。ただし、当事者等は、法第18条第2項又は条例第18条第2項の規定による閲覧の求めについては、口頭により行うことができる。

2 行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、当該当事者等に対し、閲覧の日時及び場所を通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

3 行政庁は、法第18条第2項又は条例第18条第2項の規定による閲覧の求めがあった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき(法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。)は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に対し、これを通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は条例第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(主宰者の指名の手続)

第8条 行政庁は、法第19条第1項又は条例第19条第1項の規定による主宰者の指名を、法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による聴聞の通知の時までに行うものとする。

- 2 行政庁は、主宰者が法第 19 条第 2 項各号又は条例第 19 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

(補佐人の出頭許可の手続)

第 9 条 当事者又は参加人は、法第 20 条第 3 項又は条例第 20 条第 3 項の規定による許可の申請については、主宰者に対し、聴聞の期日の前日までに、補佐人出頭許可申請書（様式第 8 号）を提出して行うものとする。ただし、当事者又は参加人が法第 22 条第 2 項（法第 25 条後段において準用する場合を含む。）又は条例第 22 条第 2 項（条例第 25 条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

- 2 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、当該当事者又は参加人に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取消さない場合は、自ら陳述したものとみなす。

(聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第 10 条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等必要な措置をとることができる。
- 3 主宰者は、法第 20 条第 6 項又は条例第 20 条第 6 項の規定により聴聞の期日における審理が公開により行われる場合において、会場内の整理のため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(聴聞の期日における審理の公開)

第 11 条 行政庁は、法第 20 条第 6 項又は条例第 20 条第 6 項の規定により聴聞の期日における審理を公開により行う場合は、不利益処分の根拠となる法令の条項、聴聞の期日及び場所並びに傍聴の方法を公示するとともに、速やかに、当事者及び参加人（その時までには法第 17 条第 1 項又は条例第 17 条第 1 項の規定による求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。）に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 行政庁は、前項の規定により公示した事項を変更したときは、前項の規定の例により、これを公示及び通知するものとする。

(陳述書の提出方法)

第 12 条 当事者又は参加人は、法第 21 条第 1 項又は条例第 21 条第 1 項の規定による陳述書の提出については、当該当事者又は参加人の氏名及び住所並びに当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した陳述書（様式第 9 号）を主宰者に提出することにより行うものとする。

(聴聞調書及び報告書)

第13条 主宰者は、法第24条第1項又は条例第24条第1項に規定する調書(様式第10号)(以下「聴聞調書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、これに記名押印しなければならない。

- (1) 聴聞の件名
- (2) 聴聞の期日及び場所並びに公開又は非公開の別
- (3) 主宰者の職名及び氏名
- (4) 聴聞の期日に出頭した当事者、参加人、代理人又は補佐人(以下この条において「聴聞関係者」という。)の氏名及び住所並びに行政庁の職員の職名及び氏名
- (5) 聴聞の期日に出頭しなかった聴聞関係者の氏名及び住所並びに当該聴聞関係者のうち当事者及び代理人については、出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- (6) 聴聞を続行する場合は、次の聴聞の期日及び場所並びに公開又は非公開の別
- (7) 不利益処分の原因となる事実
- (8) 聴聞関係者及び行政庁の職員の陳述の要旨(聴聞の期日に審理が行われなかった場合は、その旨)
- (9) 法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定により陳述書が提出された場合は、陳述書における意見陳述の要旨
- (10) 証拠書類等が提出された場合は、その標目
- (11) その他参考となるべき事項

2 主宰者が陳述の要旨を記録させた職員(以下「記録者」という。)は、その旨を聴聞調書に記録し、記名押印しなければならない。

3 主宰者は、聴聞関係者及び行政庁の職員に対し、聴聞の期日において、第1項第8号に規定する陳述の要旨が当該聴聞の審理における発言内容と相違ないことを確認し、聴聞調書に記名押印するよう求めなければならない。この場合において、記録者は、記名押印を拒否し、又はできない者があったときは、その旨及びその理由を聴聞調書に記録しなければならない。

4 主宰者は、聴聞調書に、書面、図画、写真その他適当と認めるものを添付して聴聞調書の一部とすることができる。

5 主宰者は、法第24条第3項又は条例第24条第3項に規定する報告書(様式第11号)(以下「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、これに記名押印しなければならない。

- (1) 聴聞の件名
- (2) 当事者名
- (3) 聴聞の経過
- (4) 主宰者の意見
- (5) 事案の概要

ア 要旨

イ 争いのない事実

ウ 争点

エ 争点及び情状等に対する判断

(聴聞調書及び報告書の閲覧の手続)

第14条 当事者又は参加人は、法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定による閲覧の求めについては、聴聞の終結前にあっては主宰者に対し、聴聞の終結後にあっては行政庁に対し、聴聞調書・報告書閲覧申請書(様式第12号)を提出することにより行うものとする。

2 主宰者又は行政庁は、聴聞調書又は報告書を閲覧させる場合は、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、当該当事者又は参加人に対し、閲覧の日時及び場所を通知しなければならない。

第3章 弁明の機会の付与の手続

(弁明の機会の付与の通知)

第15条 行政庁は、法第30条又は条例第28条に規定する弁明の機会の付与の通知については、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与する場合は、当該日時)の1週間前までに弁明の機会付与通知書(様式第13号)により行うものとする。

(口頭による弁明の記録)

第16条 行政庁は、口頭による弁明の機会の付与しようとする場合は、当該行政庁の職員を指名し、弁明を録取させなければならない。

2 弁明を録取した職員(以下「弁明録取者」という。)は、次に掲げる事項を記載した弁明の記録(様式第14号)を作成し、これに記名押印しなければならない。

(1) 弁明の件名

(2) 当事者又は代理人の氏名及び住所

(3) 弁明の日時及び場所

(4) 不利益処分の原因となる事実

(5) 当事者又は代理人の弁明の要旨(弁明がなされなかった場合は、その旨)

(6) 証拠書類等が提出された場合は、その標目

3 弁明録取者は、当事者又は代理人に対し、弁明の日時において、前項第5号に規定する弁明の要旨が当該弁明の機会の付与における発言内容と相違ないことを確認し、記録に記名押印するよう求めなければならない。この場合において、記名押印を拒否し、又はできない者があったときは、弁明録取者は、その旨及びその理由を記録に記載しなければならない。

4 弁明録取者は、記録に、書面、図画、写真その他適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

(準用規定)

第17条 第5条及び第12条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合にお

いて、第5条第1項中「法第16条第3項(法第17条第3項において準用する場合を含む。)又は条例第16条第3項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第31条において準用する法第16条第3項又は条例第29条において準用する条例第16条第3項」と、同条第2項中「法第16条第4項(法第17条第3項において準用する場合を含む。)又は条例第16条第4項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第31条において準用する法第16条第4項又は条例第29条において準用する条例第16条第4項」と、第12条中「法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定による陳述書」とあるのは「法第29条第1項又は条例第27条第1項の規定による弁明書」と、「聴聞」とあるのは「弁明の機会の付与」と、「主宰者」とあるのは「行政庁」と読み替えるものとする。

- 2 第4条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第4条第1項中「法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による聴聞の通知をした場合(法第15条第3項後段又は条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。)」とあるのは「法第30条又は条例第28条の規定による弁明の機会の付与の通知をした場合(法第31条において準用する法第15条第3項後段又は条例第29条において準用する条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。)」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第2項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第3項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「当事者及び参加人(その時まで法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。)」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）
（表面）

聴 聞 通 知 書

第 号
年 月 日

様

行政庁 印

次のとおり聴聞を行いますので、行政手続法（福岡県田川地区消防組合行政手続条例）
第15条第1項の規定により通知します。

聴 聞 の 件 名 (予定される不利益処分の内容)		
予定される不利益処分の根拠 となる法令又は条例等の条項		
不利益処分の原因となる事実		
聴 聞 の 期 日		年 月 日 時 分から
聴 聞 の 場 所		
当該不利益処分に関する事務を担当する課の 名称、所在地等	課 の 名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
聴聞の主宰者の職名及 び氏名並びにその属す る課の名称、所在地等	職名及び氏名	
	課 の 名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	

(裏面)

- 注) 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を主宰者に提出することができます。
- 2 聴聞が終結する時までの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 やむを得ない理由がある時は、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- 4 代理人に聴聞に関する一切の行為をなす権限を委任することができます。
- 5 主宰者の許可を得て、聴聞の期日に補佐人とともに出頭することができます。
- 6 正当な理由なく聴聞の期日に出頭しない場合で、陳述書又は証拠書類等を提出しないときは聴聞を終結することがあります。

様式第2号（第4条、第17条関係）

聴 聞 期 日 変 更 申 出 書

年 月 日

行政庁 様

申出者 住所

氏 名

⑨

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕

次のとおり聴聞の期日の変更を申し出ます。

聴 聞 の 件 名 (予定される不利益処分の内容)	
既に通知されている聴聞の期日	年 月 日 時 分から
変 更 の 申 出 を 行 う 理 由	

注) この申出は、行政庁（提出先は、不利益処分に関する事務を担当する課）に対して行ってください。

様式第3号（第5条、第17条関係）

代 理 人 資 格 証 明 書

年 月 日

行政庁 様

当事者又は参加人 住所

氏 名

⑩

〔 法人にあっては、名称
及び代表者氏名 〕

次の者を代理人として定め、聴聞に関する一切の行為を委任したことを証明します。

聴 聞 の 件 名 (予定される不利益処分の内容)	
代 理 人 の 氏 名	
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 連 絡 先	
当 事 者 又 は 参 加 人 と の 関 係	

様式第4号（第5条、第17条関係）

代 理 人 資 格 喪 失 届

年 月 日

行政庁 様

当事者又は参加人 住所
氏 名 ⑩
〔 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 〕

次の代理人は、その資格を失ったので届け出ます。

聴 聞 の 件 名 (予定される不利益処分の内容)	
代 理 人 の 氏 名	
代 理 人 の 住 所	

様式第5号（第6条関係）

聴 聞 参 加 要 請 書

第 号
年 月 日

様

主宰者 ⑨

行政手続法（福岡県田川地区消防組合行政手続条例）第17条第1項の規定により、次の
聴聞に関する手続への参加を要請します。

聴 聞 の 件 名 (予定される不利益処分の内容)		
当 事 者 の 氏 名		
当 事 者 の 住 所		
予定される不利益処分の根拠 となる法令又は条例等の条項		
不利益処分の原因となる事実		
聴 聞 の 期 日		年 月 日 時 分から
聴 聞 の 場 所		
当該不利益処分に関する 事務を担当する課の 名称、所在地等	課 の 名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
聴聞の主宰者の職名及び氏名並びにその属する課の名称、所在地等	職 名 及 び 氏 名	
	課 の 名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	

様式第6号（第6条関係）

聴 聞 参 加 許 可 申 請 書

年 月 日

主宰者 様

申請者 住所

氏 名

⑨

〔 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 〕

次の聴聞に関する手続への参加の許可を申請します。

聴 聞 の 件 名 (予定される不利益処分の内容)	
当 事 者 の 氏 名	
当 事 者 の 住 所	
聴 聞 の 期 日	年 月 日 時 分から
聴 聞 の 場 所	
聴 聞 に 関 す る 不 利 益 処 分 に つ き 利 害 関 係 を 有 す る 参 加 理 由	

注) この申請は、聴聞の期日の4日前までに主宰者に対して行ってください。

様式第7号（第7条関係）

資 料 閲 覧 申 請 書

年 月 日

行政庁 様

申請者 住所

氏 名

㊞

〔 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 〕

次のとおり資料の閲覧を申請します。

閲 覧 し よ う と す る 資 料 の 件 名	
---------------------------	--

注）この申請は、行政庁（提出先は、不利益処分に関する事務を担当する課）に対して行ってください。

様式第8号（第9条関係）

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者 様

申請者 住所

氏名

印

〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕

次のとおり補佐人の出頭の許可を申請します。

聴 聞 の 件 名 (予定される不利益処分の内容)	
補 佐 人 の 氏 名	
補 佐 人 の 住 所	
補 佐 人 の 連 絡 先	
当 事 者 又 は 参 加 人 と の 関 係	
補 佐 す る 事 項	
補 佐 人 を 必 要 と す る 理 由	

注) この申請は、聴聞の期日の前日までに主宰者に対して行ってください。

様式第9号（第12条、第17条関係）

陳 述 書
弁 明 書

年 月 日

主宰者 様

提出者 住所

氏 名

⑨

〔 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 〕

次のとおり聴聞の期日への出頭に代えて陳述書を提出します。

聴 聞 の 件 名 (予定される不利益処分の内容)	
不利益処分の原因となる事実その他当 該事案の内容についての意見	

注) 意見の根拠となる証拠書類又は証拠物があれば添付してください。

様式第10号（第13条関係）

聴 聞 調 書	
年 月 日 主宰者 職名 氏名 印	
聴 聞 の 件 名 (予定される不利益処分の内容)	
聴 聞 の 期 日	年 月 日 時 分から 時 分まで
聴 聞 場 所	
公 開 ・ 非 公 開 の 別	
出頭した当事者、参加人、代理人 及び補佐人の住所・氏名	
行 政 庁 の 職 員 (職 名 ・ 氏 名)	
出頭しなかった当事者、参加人、 代理人及び補佐人の住所・氏名	
出頭しなかった当事者（代理人） にあっては、その正当な理由の 有無	
次回の聴聞の期日及び場所並び に公開又は非公開の別（聴聞を 続行する場合）	
不利益処分の原因となる事実	
当事者、参加人、代理者及び補佐人の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）	

発言内容と相違ないことを確認しました。 記名 印	
記録者 記名 印	
行政庁職員の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）	

発言内容と相違ないことを確認しました。 記名 印	
記録者 記名 印	
陳述書が提出された場合は、そ の要旨	
証 拠 書 類 等 の 標 目	
その他参考となるべき事項	

様式第11号（第13条関係）

報 告 書

年 月 日

行政庁 様

主宰者 職名
氏名 ⑩

次の聴聞が終結したので、行政手続法（福岡県田川地区消防組合行政手続条例）第24条第3項の規定により報告します。

聴 聞 の 件 名 （ 予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容 ）		
当 事 者 名		
聴 聞 の 経 過		
不利益処分の原因となる事実に対する 当事者及び参加人の主張に理由がある かどうかについての主宰者の意見		
事 実 の 概 要	要 旨	
	争 い の な い 事 実	
	争 点	
	争点及び情状等に対する判断	

様式第12号（第14条関係）

聴聞調書・報告書閲覧申請書

年 月 日

主宰者又は行政庁
様

申請者 住所
氏 名

印

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

次のとおり聴聞調書又は報告書の閲覧を申請します。

閲覧しようとする聴聞調書又は報告書の 件名	
--------------------------	--

注）この申請書は、聴聞の終結前にあつては主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁（提出先は、不利益処分に関する事務を担当する課）に対して行ってください。

様式第13号（第15条関係）

弁 明 の 機 会 付 与 通 知 書

第 号
年 月 日

様

行政庁 ㊟

次のとおり弁明の機会を付与しますので、行政手続法第30条（福岡県田川地区消防組合行政手続条例第28条）の規定により通知します。

弁明の機会の付与の方式は、☐ 弁明書の提出
☐ 口 頭 によるものとします。

弁 明 の 件 名 (予定される不利益処分の内容)		
予定される不利益処分の根拠となる法令又は条例等の条項		
不利益処分の原因となる事実		
弁明書の提出先の課の名称、所在地等及び弁明書の提出期限	課 の 名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	提 出 期 限	年 月 日
口頭による弁明の機会の付与の場合における出頭すべき日時及び場所	日 時	年 月 日 時 分から
	場 所	

注)

- 1 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明書を提出して行います。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 やむを得ない理由があるときは、弁明の日時の変更を申し出ることができます。
- 4 代理人に弁明に関する一切の行為をなす権限を委任することができます。

様式第14号（第16条関係）

弁 明 の 記 録

年 月 日

弁明記録者 職名
氏名

弁 明 の 件 名 (予定される不利益処分の内容)	
出頭した当事者又は代理人の氏名及び住所	
出頭しなかった当事者又は代理人の氏名及び住所	
弁 明 の 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
弁 明 の 場 所	
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実	
当事者又は代理人の弁明の要旨（弁明がなされなかった場合は、その旨）	発言内容と相違ないことを確認しました。 記名 印
証 拠 書 類 等 の 標 目	